

資料編

1. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画(以下「福祉計画等」という。)の策定に当たり、幅広く意見を求め、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画等の策定のため必要な事項を調査協議し、市長に意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の代表
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱又は任命する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

4 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、第1回委員会の招集は、市長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月22日から施行する。

2. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

団体名	委員名	備考
同志社大学名誉教授	岡 本 民 夫	委員長
京田辺市議会	水 野 恭 子	
京田辺市社会福祉協議会 会長	村 上 喜 重	
京田辺市民生児童委員協議会	齊 藤 廉 男	
京田辺市障害者生活支援センター ふらっと	米 野 充 宏	副委員長
京田辺市ボランティア連絡協議会	中 瀬 晃 子	
京田辺市身体障害者協会	玉 嶋 久 興	
京田辺市介護保険サービス事業所連絡協議会	米 田 真 純	
(社福) 共生福祉会 たなべ緑の風作業所	西 村 博 史	
共働 SPACE ふくろう工房	林 剛	
京都田辺公共職業安定所	林 行 宏	
京田辺市商工会	堀 口 孝	
京都府立南山城支援学校	山 田 比 佐 夫	
京田辺市障害児(者)父母の会	船 橋 真 有 美	
京田辺医師会	川 浪 進	

敬称略 順不同